

写

答 申 書

岡山市特別職報酬等審議会

令和6年11月

令和6年11月26日

岡山市長 大森雅夫様

岡山市特別職報酬等審議会  
会長 阿部宏史

政務活動費の額について（答申）

令和6年9月5日付け岡給第236号により諮問のありました政務活動費の額について、次のとおり答申します。

答 申

政務活動費の額については、現行の議員一人あたり、月額135,000円を218,000円に引き上げ、改定の時期は令和7年4月1日とすることが適当である。

付帯意見

現在公表している収支報告書・領収書等と併せ、視察報告書や活動報告書等を公表することにより、市民に対し、政務活動費の支出による調査研究活動等の内容及び成果の可視化（見える化）に努めること。

# 説 明

## 1 はじめに

岡山市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）は、令和6年9月5日、岡山市特別職報酬等審議会設置条例（平成28年市条例第35号）第2条及び第3条第4号の規定に基づき、市長から、市議会議員の政務活動費の額について諮問を受けた。

審議会は、市長の附属機関としての自覚と責任のもと、他の地方公共団体における政務活動費の額や、社会経済情勢等の多面的な要素を考慮し、客観的かつ公正な立場から審議を行った。

## 2 審議の経過

（1）第1回審議会（令和6年9月5日開催）

- ・政務活動費の額について諮問
- ・（事務局）政務活動費の現状と課題について説明

（2）第2回審議会（令和6年9月30日開催）

- ・（事務局）議員報酬と政務活動費の違い、会派別・費目別執行状況、透明性確保等の取組み、増額の試算について説明

（3）第3回審議会（令和6年11月5日開催）

- ・（事務局）増額の試算について説明

## 3 審議における考え方

政務活動費は、市議会の調査研究その他の活動に資するために必要な経費の一部として、岡山市議会の各会派に対する政務活動費の交付に関する条例（平成13年市条例第1号）に基づき、市議会における会派に対し交付される費用である。

政務活動費の額について審議するにあたり、次の項目を検討材料とし額の妥当性を審議した。

- （1）政令市における政務活動費の比較
- （2）各会派における執行状況
- （3）政務活動費の透明性の確保
- （4）社会経済情勢の変化
- （5）政策形成機能の向上に必要な活動の充実
- （6）議員派遣旅費の一部の組み替え

## 4 審議の過程及び結論

### (前提) 制度・額の変遷

岡山市における政務活動に要する経費は、昭和53年から市政調査研究費として支給されていた。平成12年の地方自治法改正により政務調査費として法制化され、平成24年に政務活動費へ改称、経費支給対象が整理・拡大されてきた。

一方、支給額については平成4年から議員1人当たり月額135,000円であり、32年間据え置きとなっている。

### (1) 政令市における政務活動費の比較

岡山市の政務活動費の支給額は20政令市中19位となっている。また、後述する(6)議員派遣旅費の一部の組み替え(月額29,000円)を加えた場合は17位となり、政令市の中では相対的に低位に位置している。

### (2) 各会派における執行状況

令和5年度における所属人数4名以上の5会派の執行率を確認したところ、所属議員22名の1会派(執行率69.35%)を除いた4会派の平均執行率は96.5%となっている。

執行率が100%となっていない現状において、「一律の増額は不要ではないか」という意見もあったが、一方で、後述する(4)イ物価・人件費の高騰の状況においては、政務活動が制限されることにより、市民との接点が減ることが懸念される。

また、個別の執行率に差異はあったとしても、制度上の平等性として同等の調査研究が可能な予算は必要であると考えた。

よって、政務活動費について、一定程度の増額が必要と判断した。

### (3) 政務活動費の透明性の確保

政務活動費の適正な執行については、平成22年に運用指針を策定し、平成29年には判例等を踏まえた判断基準の明確化・厳格化のため、大幅な見直しを行っている。また、弁護士と顧問契約を締結し、使途についての疑義を随時確認している。

さらに、令和2年度分からは収支報告書に加え、すべての領収書をホームページに公開している。これらの取り組みにより、一定の透明性の確保は図られていると考えられるが、「領収書の公開のみでは活動内容・成果が分かりづらく、市民の理解をより高める工夫が必要である」との意見が多くあった。

#### **(4) 社会経済情勢の変化**

##### **ア 議員の職責の拡大**

平成8年の中核市、平成21年の政令市移行に伴い県からの事務事業移譲など、調査研究対象は多様化・複雑化している。

議員定数は平成27年に52人から6人減の46人となっている一方、合併による市域・人口の増加により議員1人当たりがカバーする市域・人口は拡大している。

##### **イ 物価・人件費の高騰**

消費者物価高騰による経費増加への対応として、政務活動費の支給額が135,000円となった平成4年から令和6年10月現在までの物価・人件費における変動状況等を確認した。

消費者物価では13.6%の増、政務活動費の4割を占める広報費においては、郵便料金が令和6年10月から平均33%の増、広報費の50%を占める印刷代における印刷用紙については、平成17年度以降の企業物価が67.2%の増となっている。

視察調査にかかる旅費については、円安・インバウンド等による宿泊費の高騰やJR運賃の値上げ改定など増加傾向にあり、この傾向は今後も続くと考えられる。

人件費については、岡山市で雇用される会計年度任用職員（パートタイム日額）の報酬額は36.0%の上昇となっている。

これらの要因をふまえ試算した結果、月額54,000円の増額が必要と判断した。

#### **(5) 政策形成機能の向上に必要な活動の充実**

政策形成機能の向上に必要な活動にかかる費用について、「議員に対し適切な政務活動費を支給することで、政令市に見合った方向性を導くだけの情報量を得ることができるため、必要経費としての増額を認めないという判断はし難い」という意見もあったが、「具体的な調査研究項目についての要望を受け、市民の納得を得てから増額するべき」、「アンケートなど具体的にやりたいことがあれば期間限定で必要な増額をするべき」、「政策形成機能向上のための使途として継続される保証がない」、「現行の予算の中で出来ることがあるのではないか」等異論も多かった。

よって、政策形成機能の向上に必要な活動の充実については、今回の増額は見送ることとした。

## (6) 議員派遣旅費の一部の組み替え

現在、議員が公務として出張する際の費用弁償として議員派遣旅費が支給されている。このうち、会派・議員個人の調査研究活動のための視察については、政務活動費に一本化することが適当であり、また視察調査の行先・時期等について、会派・議員個人の判断でより効果的に対応できるといったメリットが認められる。

よって、議員派遣旅費の一部（1人当たり年額35万円）を政務活動費に組み替えることとし、月額29,000円を認めるものと判断した。

## (結論)

合計83,000円の増額により、月額218,000円とすることが適当である。

[増額の内訳]

・物価高騰による経費の増加への対応	月額54,000円
・議員派遣旅費の一部の組み替え	月額29,000円
	(実質的な増額 月額54,000円)

増額の時期については、令和7年4月1日からとすることが適当である。

## 5 委員からのその他の意見

### 【制度全般・執行状況】

- ・議員報酬の他には手当や退職金が無い状況などから活動経費は必要である。
- ・政務活動費として予算をつけるならしっかり使い切るよう活動してほしい。
- ・会派より一人一人に支払う仕組みの方がよりわかりやすいのではないか。
- ・町内会等市民がボランティアでやっている中で政務活動費が支給されることは納得できない。
- ・会派別個人別の使用額の濃淡が大きいのは気になる。
- ・人件費や事務所費など固定費の割合が大きいのは、本当に政務活動のための金額が少ないといえるのか疑問である。
- ・執行しなかった他の議員の額を会派でシェアして使うという制度には疑問がある。執行しなかった分は返還してもらえばよい。
- ・会派共通の経費は市が負担するという考えもある。
- ・全員が同じように執行していないのに、一律上げるのは難しいと感じるが、制度の問題が解消されない限り繰り返し疑問が出る。

### 【物価高騰への対応】

- ・SNSの活用や回覧など経費節減を工夫することがある。

- ・政務活動をサポートするスタッフか、ほとんど控え室の事務補助をしているようなスタッフなのかによって人件費がどれだけ妥当か決まってくる。

#### **【議員派遣旅費の組替え】**

- ・政務活動費への組み替えになると旅費として使われず、他の経費に使われる可能性がある。議員派遣旅費のまま必要額を増額する方がよいのではないかな。

#### **【透明性の確保】**

- ・増額する場合に市民に納得感が無ければ議員活動への信頼という面では逆効果となる。
- ・政務活動費が何の政策につながっているのか分からないことが問題である。
- ・領収書の公開だけでは不十分。本当に可視化されていかないと市民の理解は高まらない。
- ・市政報告を配布している意味が市民に浸透していない。

# 岡山市特別職報酬等審議会委員名簿

(委員は五十音順)

会 長 阿 部 宏 史

職務代理者 森 健 太 郎

委 員 井 上 明 夫

委 員 奥 富 亮 子

委 員 鶴 身 由 美

委 員 那 須 和 夫

委 員 平 松 泰 江

委 員 藤 原 健 史

委 員 八 卷 恵 子

委 員 山 本 総 一